

基本目標Ⅲ 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり

- 重点分野1 家庭生活における男女共同参画の推進
- 重点分野2 働く場における男女共同参画の推進
- 重点分野3 ワーク・ライフ・バランス意識の醸成

働く女性が増えてきたことにより、男女がともに家事を行いながら子育てをしなければならないなりません。

これまで女性が当たり前のように行ってきた家事や育児を、男女が協力し担っていくという意識付けを行い、家庭の中での意識改革を進める必要があります。

また、働く女性が増えたことにより、性別にとらわれることなく、均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、働きかけていく必要があります。

男女がともに協力し合い、仕事と家庭を両立させ、安心して子どもを産み育てることができる、「男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり」を進めます。

◆重点分野1 家庭生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

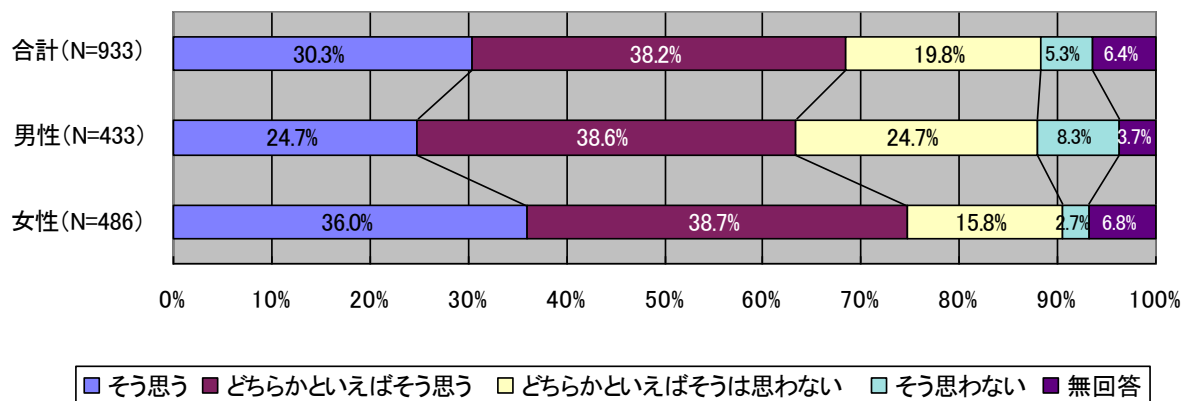
市民意識調査では、男女とも平等に家事、育児をする方がよいかとの問いに対して、68.5%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しています。しかし、現実はどうかという問いには、67.5%が「炊事・掃除・洗濯は妻が行っている」と回答しています。

個人の価値観やライフスタイルは多様化していますが、家事・育児は女性がするものという意識が残っているのが現状です。

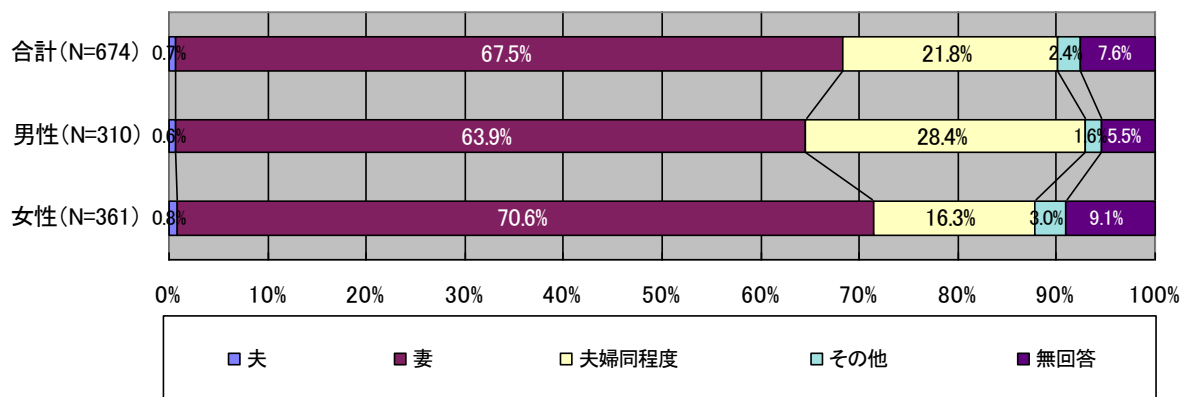
家事・育児の負担が女性にかかっているため、これからは男性がもっと積極的に家庭生活に参画するよう意識啓発を図り、男女が平等に仕事と、家事や育児などの生活とを両立できるように、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための取り組みが必要です。



表Ⅲ－１－① 男女とも平等に家事、育児をする方がよい



表Ⅲ－１－② 炊事・掃除・洗濯(現実)



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より
 ※ (N=〇〇〇) は回答数



【課題解決に向けた施策】

重点分野 1 家庭生活における男女共同参画の推進

- 施策(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進
- 施策(2) 子育て、介護支援の充実

施策(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

これまで女性に負担がかかってきた家事・育児・介護への男性の参加を促進し、男女が協力して担うという意識を啓発するため、各種講座を開催します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	男性の家事・育児・介護参加に向けた講座の開催	・男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催します。	生涯学習課
		・夫婦が協力して出産・育児ができるように、情報の共有や夫の調理実習、沐浴体験をするための教室を開催します。	保健医療課
		・介護の技術や知識、認知症の方などとの接し方を学び、家族介護のあり方や介護への理解を深めるための教室を開催します。	介護高齢課

施策(2) 子育て、介護支援の充実

子育てや介護を男女が協力して担うという意識付けを行うと同時に、仕事と家庭生活を両立できるよう、子育て、介護支援の充実に向けた取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	介護保険施設の整備	・地域密着型介護老人福祉施設29人定員2施設、認知症対応型共同生活介護9人定員2ユニットを新たに整備し、重度の介護者への支援と家族介護の緩和を図ります。	介護高齢課
②	地域見守り支え合い体制の充実	・「街中お年寄り愛所」を通じた、地域で高齢者を見守る仕組みを整備します。	介護高齢課
③	介護者の集いの開催	・介護の悩みや苦勞、また喜びなどを共有しながら、よりよい介護のあり方を追求するとともに、介護者の負担減少のため、精神的なやすらぎの場を提供します。	介護高齢課
④	子ども・若者育成支援推進体制の構築	・社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための支援者の育成や、福祉、保健医療、教育などの関係機関の連携を図ります。 ・平成25年度までに、庁内連絡会議、関係機関等により構成される協議会を設置して具体的な検討(支援者の育成を含む)を行い、平成26年度から相談等に対応します。	生涯学習課
⑤	母性健康管理指導事項連絡カードの活用紹介	・母子手帳発行時に、連絡カードについて説明します。	保健医療課
⑥	乳幼児健診時における母親の健康相談	・子どもの発達確認や育児指導の際に、母親の心身の状況も確認し相談を行います。	保健医療課

	事業名	事業の概要	担当課
⑦	育児相談・離乳食相談の開催	・育児相談や離乳食を中心とした相談を行います。	保健医療課
⑧	子育て広場の開設	・子育て支援センター5か所と認定子ども園1園で、子育て中の親と子の交流の場の提供と交流促進のため、広場を開設します。 ・出前広場を実施し、利用者の利便を図ります。	福祉課
⑨	一時預かり事業等保育サービスの充実	・家庭での保育が一時的に困難となった時や育児疲れの時など、生後4か月以上の乳幼児を対象に、一時預かり事業を市内の公立保育園5か所と認定子ども園1か所で行います。	福祉課
⑩	子育て支援センター、児童館における相談事業、育児講座の実施	・6か所の支援センターで、専任の保育士による子育て相談を実施します。 ・保健師や栄養士による相談を月1、2回定期的に行います。 ・親子遊び、幼児救急法、リフレッシュ教室などの育児講座を開催します。 ・4か所の児童館でも、指導員による育児相談を実施します。	福祉課

◆重点分野2 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

市民意識調査では、村上市における女性が働く環境について「女性の働く場が多いか」との問いに対して、60.7%が「そう思わない」と回答しています。

また、「昇進・給与等に男女の差別がない」かどうかとの問いに対しても、「そう思わない」という回答が46.7%を占める結果となりました。

日本全体で見ると、昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っています。平成22年では雇用者の共働き世帯は1,012万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は797万世帯となっています。

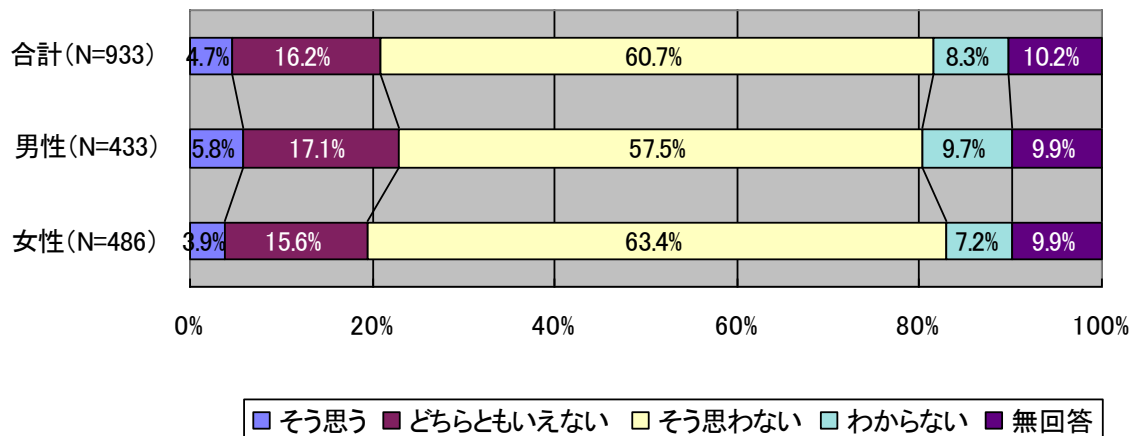
働く女性が増えてきたことにより、男女雇用機会均等法などの法の整備は進んできていますが、結婚、出産を機に仕事を辞め、再就職の際はパートタイム労働などの非正規雇用となる傾向があり、男女間の平均賃金には依然として差があるのが現状です。

働く場において、性別やライフスタイルにとらわれずに個人の能力を発揮できる環境づくりを進めるため、男女の均等な雇用機会と待遇確保を図るための働きかけを行っていく必要があります。

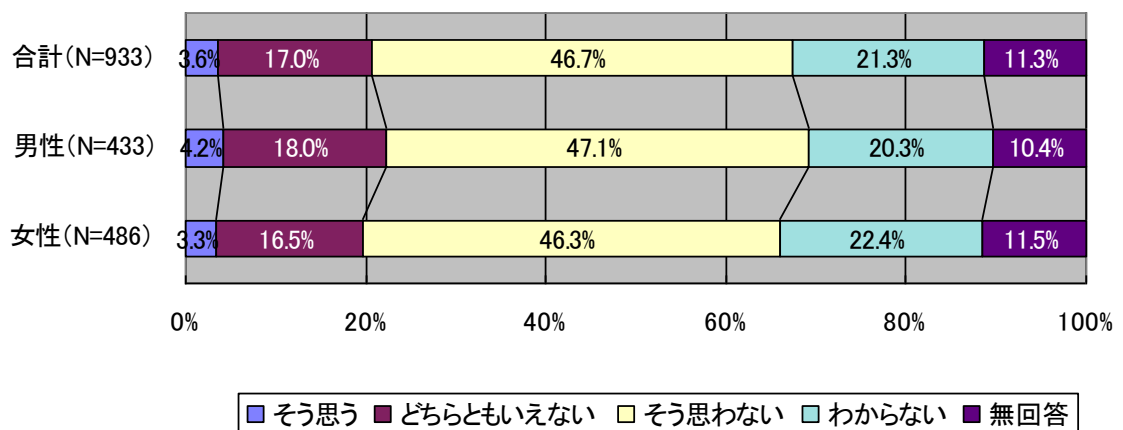


※雇用者の共働きに関する記述については、平成24年男女共同参画白書では震災の影響により岩手県、宮城県、福島県を除いた数値を用いているため、平成23年男女共同参画白書から引用しました。

表Ⅲ－２－① 女性が働く場が多いと思うか



表Ⅲ－２－② 昇進・給与等に男女の差別的扱いがない



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より

※（N=〇〇〇）は回答数

【課題解決に向けた施策】

重点分野2 働く場における男女共同参画の推進

- 施策(1) 男女均等な雇用機会と待遇の確保
- 施策(2) 女性への就労支援の充実
- 施策(3) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

施策(1) 男女均等な雇用機会と待遇の確保

男女が均等な雇用機会と能力に応じた待遇が確保されるよう、男女雇用均等法や育児休業制度等について普及啓発するとともに、ハッピー・パートナー企業登録に向けた啓発を行うなど、職場環境の整備に向けた取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市の広報等に、男女がともに子育てできる職場環境整備の必要性や事業所に対する就労支援制度等に関する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
②	ハッピー・パートナー企業登録の推進	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」等に関連する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
③	就労の場の確保	・企業訪問による企業誘致活動、雇用拡大への依頼を行います。	商工観光課
④	入札参加資格審査における男女共同参画を推進する企業に対する優遇	・企業における男女共同参画に向けて、入札参加資格審査における優遇策を講じます。	財政課

施策(2) 女性への就労支援の充実

就労のための技術取得への支援や再就職に向けた情報提供を行うなど、働きたいと思う女性の就労を支援する取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	シルバー人材センターへの支援	・補助金等により、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労支援につなげます。	介護高齢課
②	就労のための技術取得等への支援	・ハローワークが行う各種セミナーの情報を周知します。	商工観光課
③	職業訓練受講に対する支援	・職業訓練校への補助により、市民の職業訓練受講への支援につなげます。	商工観光課
④	労働相談の周知	・ハローワークが行う労働相談の情報を周知するとともに、市の広報に関連記事を掲載します。また、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
⑤	県や関係機関が行う能力開発研修、再就職支援セミナー等についての情報提供	・県やハローワークなど関係機関が行う研修、セミナーの情報を周知するとともに、市の広報に関連記事を掲載します。また、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課

	事業名	事業の概要	担当課
⑥	低年齢児童の受入れや障がい児、配慮を必要とする児童の保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が仕事や病気などで保育できない生後4か月からの乳幼児の受入れを公立保育園12園と認定こども園1園で行います。 ・生後11か月からの乳幼児の受入れは、全園で行います。 ・土曜保育を村上地区、荒川地区、山北地区各1園で実施します。 ・保育が必要な障がい児、配慮を必要とする児童は、特性を理解し、保健師や医療機関等と連携を取り合いながら、全園で受入れを行います。 	福祉課
⑦	母子家庭自立支援給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金給付制度、高等技能訓練促進費等給付制度により、就職に有利となる資格取得を支援するため、必要な費用の一部を支給します。 	福祉課
⑧	学童保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内12か所で学童保育所を開設します。 	福祉課

施策(3) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工自営業に従事する女性が、経営に参画する機会を持ち、意欲と能力を発揮できるよう、労働条件向上に向けた広報活動等の取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	農林水産業・商工自営業の労働条件向上のための広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者申請に向けた制度の周知のため、市の広報に情報を掲載します。 	農林水産課
		<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市の広報等に関連する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。 	商工観光課
②	農業における家族経営協定締結の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議において協定について周知するとともに、市の広報等への掲載により制度を周知します。 	農林水産課
③	女性の経営参画のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県等が主催する研修会、交流会についての情報を、農村地域生活アドバイザー会議を通じて提供します。 	農林水産課
④	農村地域生活アドバイザーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域生活アドバイザー会議の研修会等を通じて、地区内外のアドバイザーと交流することにより、意識を高め、農村女性の社会参画を推進します。 	農林水産課
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化への取り組みとして、農村地域生活アドバイザー会議による事例視察研修を開催し、アドバイザー事業の活性化と農山漁村女性の社会参画を促進します。 	農林水産課
⑤	農林漁業新規就労者・後継者育成の担い手対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足の解消を図るため、国の制度も活用しながら、新規就業者に対する研修や研修中の給付金等の支援を実施し、独立経営体の育成に努めます。 	農林水産課

◆重点分野3 ワーク・ライフ・バランス意識の醸成

【現状と課題】

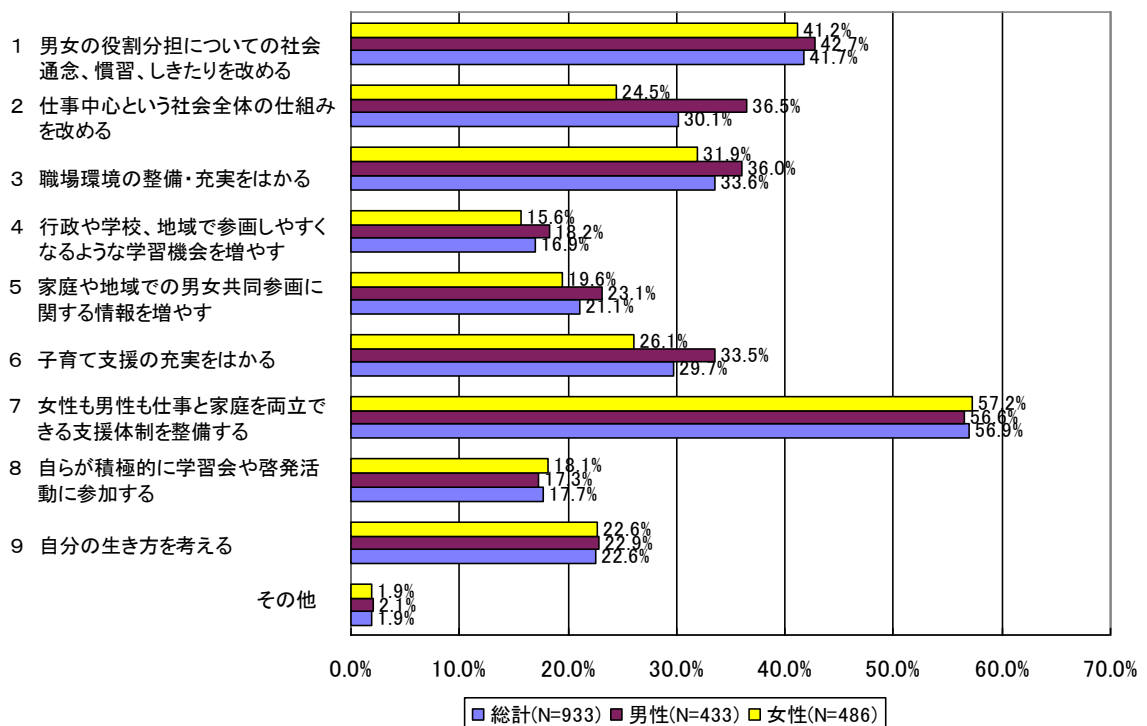
市民意識調査では、「男女がともに家事、子育てや教育、地域活動に積極的に参画していくために、どのようなことが必要だと思うか」との問いに対する回答として、「女性も男性も仕事と家庭を両立できる支援体制を整備する」が56.9%で最も多く、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」が41.7%、「職場環境の整備・充実をはかる」が33.6%、「仕事中心という社会全体の仕組みを改める」が30.1%で続いています。

根深く残る固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が女性だけの問題ではないという意識を浸透させることが必要です。

ライフスタイルが時代の流れとともに変わってきている中で、仕事と家庭を両立させることは、安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすための重要な要素になります。男女がともに地域社会での活動に積極的に参画できる機会を増やし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）意識を醸成しながら、豊かな地域社会を形成していくことが必要です。



表Ⅲ-3-① 男女がともに家事、子育てや教育、地域活動に積極的に参画していくためには



※資料：「市平成23年 男女共同参画についての市民意識調査」より
 ※ (N=〇〇〇) は回答数

【課題解決に向けた施策】

重点分野3 ワーク・ライフ・バランス意識の醸成

施策(1) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

施策(1) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

男女がともに仕事と家庭生活等とのバランスをとり、充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、意識啓発のための取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	啓発講座、出前講座等にワーク・ライフ・バランスに関するメニューを追加	・現在の啓発講座、出前講座等のメニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加えます。	生涯学習課 政策推進課
②	(仮)働き方の見直しセミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のため、(仮)働き方の見直しセミナーを開催します。	商工観光課
③	市の広報、ホームページ等でのワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	・市の広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための情報を発信します。	政策推進課
④	市役所内部における、ハッピー・パートナー企業情報の提供	・県が発行する、ハッピー・パートナー登録企業への情報紙(ふれ愛ほっとらいん)について、職員に情報提供を行います。	総務課